

第1回区議会臨時会が開会される 新正・副議長等を選出

去る5月25日に第1回区議会臨時会が開かれ、正副議長選挙、常任・議会運営・特別委員会委員の選任、監査委員(議員選出)の選任同意などが行われました。
委員構成など詳細については、区報と同時配布の区議会だより(6月11日号)をご覧ください。
区議会では本会議等のインターネット中継(生中継・録画中継)を随時配信していますので、ぜひご覧ください。



▲堀川幸志議長



▲高村直樹副議長

議長 堀川幸志(自民) 77歳
昭和54年から、区議当選10回。企画総務委員長、清掃港湾・臨海部対策特別委員長、議会運営委員長、議員選出監査委員等を歴任。議長は4回目。

副議長 高村直樹(公明) 63歳
平成19年から、区議当選3回。企画総務副委員長、清掃港湾・臨海部対策特別副委員長、議会運営副委員長、議員選出監査委員等を歴任。

児童手当・児童育成手当 現況届は6月30日(木)までに提出を

児童手当・児童育成手当を受給している方に、5月31日に現況届をお送りしました。6月以降も引き続き手当を受給するためには、現況届の提出が必要となります。送付された現況届に必要事項を記入のうえ、期限までに提出してください。

審査の結果、引き続き受給資格が継続となる方には10月以降に支払通知書、受給資格が削減となる方には8月以降に受給資格消滅通知書を送付します。

提出期限 6月30日(木) 必着
[提出書類] 児童手当・特例給付現況届、児童育成手当現況届※記入漏れ・必要書類の添付漏れにご注意ください
[提出方法] 現況届に必要事項を記入し、〒135-8383区役所子育て支援課係へ郵送または窓口(窓口は大変混雑しますので、郵送での提出をお願いします)
※児童手当・特例給付現況届のみ、豊洲特別出張所内子育て支援窓口でも受付可(児童育成成

※敬称略、委員長は◎
副委員長は○

常任委員会

- ◆企画総務委員会(9人)
 - ◎高橋めぐみ(自民)
 - 河野 清史(公明)
- ◆区民環境委員会(9人)
 - ◎米沢 和裕(自民)
 - 徳永 雅博(民進)
- ◆厚生委員会(9人)
 - ◎板津 道也(民進)
 - 赤羽目民雄(共産)
- ◆建設委員会(8人)
 - ◎正保 幹雄(共産)
 - 中嶋 雅樹(自民)
- ◆文教委員会(9人)
 - ◎佐竹としこ(公明)
 - 豊島 成彦(自民)

議会運営委員会(11人)

- ◎若林しげる(自民)
- 磯野 繁夫(公明)

特別委員会

- ◆清掃港湾・臨海部対策特別委員会(12人)
 - ◎榎本 雄一(自民)
 - 細田 勇(公明)
- ◆オリンピック・パラリンピック推進特別委員会(10人)
 - ◎佐藤 信夫(自民)
 - 鈴木 清人(民進)
- ◆防災・まちづくり対策特別委員会(10人)
 - ◎白岩 忠夫(民進)
 - 鍛先 美彦(自民)
- ◆医療・介護保険制度特別委員会(10人)
 - ◎石川 邦夫(公明)
 - 菅谷 俊一(共産)

議員選出監査委員

- 星野 博(自民)
- 福馬恵美子(民進)

区議会事務局調査係
☎(3647)3548
FAX(3647)0430

男女共同参画推進センター

「子どもお料理団」 「女性のための法律講座」

子どもお料理団(全3回)

小学生対象のお料理講座です。まるごと一匹の魚介類、葉や茎皮がついたままの野菜など、普段触れる機会が少なくなっている食材を活用します。最終日に保護者見学会を予定しています。希望者は実費(300円程度)負担で料理を試食できます。
時 7月10日・17日・24日(日曜全3回) 午前10時半～午後1時半
場 男女共同参画推進センター1人 小学3～6年生24人(全3回参加できる方、未受講者を優先し抽選) 費 2,200円(全3回分) 師 田口成子(料理研究家・おさかなマイスター)

女性のための法律講座 「シングルマザーを考えると」

窓口またはファクス、はがきに
①講座名②氏名・フリガナ③学年④性別⑤保護者名⑥郵便番号・住所⑦電話番号⑧ファクス番号を記入し、〒135-0011扇橋3-22-2(パルシティ江東内) 男女共同参画推進センターへ※区ホームページからも申込できます
時 7月14日(木) 午後2時～4時
場 男女共同参画推進センター1人 女性30人(抽選) 費 無料 師 菊地初音(プリズム法律事務所弁護士) 保 幼児(1歳6か月)就学前) 10人程度(無料・申込時要予約)
申 6月28日(火) 必着
申 6月14日(火) から男女共同参画推進センターに電話または窓口で※区ホームページからも申込できます
☎(5683)0341
FAX(5683)0340

平成28年度 国民健康保険料が決定 6月15日(水)発送

国民健康保険に加入している世帯に、平成28年度の保険料額をお知らせする納入通知書などを6月15日(水)に世帯主あてに発送します。

保険料の納付方法と送付書類

また、保険料決定前に国保の資格を喪失した方でも、4月・5月分の保険料がかかる場合は、当該月分の保険料を通知します。保険料の算定方法や納入通知書の見方など、詳細は同封の「国保だより(6月)」をご覧ください。

「普通徴収(納付書・口座振替)による納付の方」

6月から翌年3月までの各納期で、4月・5月分も含めた年間保険料(最大12か月分)を納付していただきます。
納付書によるお支払いの世帯には、各納期分の納付書を同封

考えるときに必要な法律知識の基礎を学ぶ講座です。今後の生活の見通しを考えてみませんか。※個別の相談はできません。
時 7月14日(木) 午後2時～4時
場 男女共同参画推進センター1人 女性30人(抽選) 費 無料 師 菊地初音(プリズム法律事務所弁護士) 保 幼児(1歳6か月)就学前) 10人程度(無料・申込時要予約)
申 6月28日(火) 必着
申 6月14日(火) から男女共同参画推進センターに電話または窓口で※区ホームページからも申込できます
☎(5683)0341
FAX(5683)0340

「保険料計算に関する問合せ」

医療保険課収納管理係
☎(3647)8520
FAX(3647)8443

「保険料納付に関する問合せ」

医療保険課収納管理係
☎(3647)3169
FAX(3647)8443

「所得が確認できていない方の保険料は均等割額のみで通知」

平成28年1月2日以降に転入した方や税の申告が遅れた方の保険料は、均等割額(加入者全員にかかる保険料)のみで通知します。前年の所得が確認できない、変更した通知書をお送りします。

「特別徴収(年金からのお支払い)」

特別徴収(年金からのお支払い)の世帯の保険料は世帯主が受給する年金から保険料が差し引かれます。差し引かれる額は、納入通知書に記載されています。※年度途中(10月)から特別徴収が始まる世帯は、6月から9